

表5-5 地地区別現状変更等取扱基準

地 区	史 跡 指 定 地											追加指定予定地		
	①鶴子銀山跡	②佐渡奉行所跡	③道遊の割戸	④宗太夫間歩	⑤大久保長安逆修塔・河村彦左衛門供養塔・	⑥南沢疎水道	⑦鐘楼	⑧吹上海岸石切場跡、片辺・鹿野浦海岸石切場跡	⑨大立地区	⑩高任・間ノ山地区	⑪北沢地区（佐渡支庁跡を含む）	⑫戸地地区		
現状変更等の取扱いの基本		<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、史跡指定地内においては、発掘調査等学術調査、史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為以外の現状変更等は認めないものとする。</li> <li>ただし、公益上、住民生活上、史跡見学の便益上、森林の機能維持上必要な現状変更等については、史跡の価値に影響をおよぼさない範囲で認めることがある。</li> <li>現状変更等については、当該指定地内でなされる必然性があること、その内容・規模等が必要最小限であり、史跡としての景観の保全に配慮するなど、史跡の保存への影響を軽減する措置が執られていることを許可の条件とする。</li> <li>各種現状変更等に際しては、原則として佐渡市教育委員会と事前協議を行うものとする。特に事業規模の大きい公共・公益事業が予定される場合は、計画段階から佐渡市教育委員会等関係機関で協議・調整を図る。</li> <li>建築物・工作物の新築（設置）については調査整備委員会等の承認を得たものとし、その他の増築、改築（改修）、色彩の変更の場合は、景観法に基づく佐渡市景観計画に定めた景観形成基準に準ずるものとする。</li> </ul>												
学術調査、史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為		<p>ア 発掘調査等各種学術調査のために必要な行為は認める。但し以下の条件を満たすもの 遺構等史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的があきらかで、必要最小限の範囲であること。調査整備委員会等の承認を得たもの。 イ 史跡の保存管理及び整備活用上必要な行為は認める。但し以下の内容に含まれるもの 新たな施設の設置や改修に際しては、必要最小限の規模に留め、史跡の本質的価値への影響が最小限となる範囲であること。災害時の応急措置・復旧等の緊急を要するもの以外は、調査整備委員会等の検討結果に基づき、計画的に実施するものであること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>法第115条に規定する史跡の保存及び管理のための標識、説明板、境界標、囲さく、覆屋等の保存施設の設置</li> <li>建造物の防火施設等防災施設の設置等の防災対策</li> <li>史跡の本質的価値を構成する諸要素の復旧</li> <li>史跡の保存管理・整備活用のための木竹の伐採、植栽、移植</li> <li>その他保存管理及び整備活用のために必要な建築物の新築・増築・改築・除却・色彩変更、工作物の設置・改修・除却・色彩変更およびこれらに伴う土地の形質の変更</li> </ul> </p>												
現状変更等の許可申請の対象行為	建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更	認めない	認めない	認めない	認めない	認めない	既存の建築物の改築、除却、色彩の変更以外は認めない	認めない	認めない	認めない	既存の建築物の改築（位置の移動含む）、増築、除却、色彩の変更以外は認めない	既存の建築物の改築（位置の移動含む）、増築、除却、色彩の変更以外は認めない	認めない	認めない
	工作物の設置、改修、除却、色彩の変更	公益上、住民生活上、森林の機能維持上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	史跡見学の便益上必要なもの以外は認めない	認めない	公益上、住民生活上必要なもの以外は認めない	認めない	公益上必要なもの（災害発生時）以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、史跡見学の便益上必要なもの以外は認めない	公益上、史跡見学の便益上必要なもの以外は認めない	認めない	公益上必要なもの以外は認めない
	土地の掘削、切・盛土等土地の形質の変更	公益上、住民生活上、森林の機能維持上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	認めない	既存の施設の改修等に伴う必要最小限のもの以外は認めない	認めない	認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、史跡見学の便益上必要なもの以外は認めない	公益上、史跡見学の便益上必要なもの以外は認めない	認めない	公益上必要なもの以外は認めない
	木竹の伐採、植栽、移植	公益上、住民生活上、森林の機能維持上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上必要なもの以外は認めない	認めない	住民生活上必要なもの以外は認めない	認めない	認めない	公益上必要なもの以外は認めない	公益上、史跡見学の便益上必要なもの以外は認めない	公益上、史跡見学の便益上必要なもの以外は認めない	認めない	認めない
	鉱物の採掘、土石類の採取	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	原則として認めない	認めない	原則として認めない
	保存に影響を及ぼす行為	案件ごとに個別に協議する												

※大間地区は追加指定の同意を得た後の取扱基準である

・現状変更に際しては土地の掘削、切土等の土地の形状の変更を伴う場合は、事前の埋蔵文化財調査または佐渡市教育委員会の立会を要する場合がある。調査結果によっては計画変更等を要する場合がある。

・現状変更等を認めない場合は、補償的措置として公有化を行うこともある。

・鉱物等の採掘については、[原則として認めない]とある地区は鉱業権が設定されていることから、鉱業権者との協議により取扱いを決定する